

平成 26 年度
個人情報保護に関する法律
施行状況の概要

平成 27 年 10 月
消費者庁

平成 26 年度における個人情報の保護に関する法律の施行状況の概要について

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 53 条第 1 項の規定に基づき、内閣総理大臣は、関係する行政機関の長に対し、法の施行の状況について報告を求めることができるとされています。

また、同条第 2 項の規定に基づき、内閣総理大臣は、毎年度、同条第 1 項の報告を取りまとめ、その概要を公表することとされています。

今回、平成 26 年度における施行状況の報告について取りまとめたので、その概要を公表します。

（注）地方公共団体における個人情報の保護に関する施行状況については、総務省が公表している「地方自治情報管理概要～電子自治体の推進状況～」（平成 27 年 3 月）を御参照ください。http://www.soumu.go.jp/denshijiti/060213_02.html

目 次

■ 第1章 国の個人情報の保護に関する施行状況	1
■ 第2章 事業者等の個人情報の保護に関する取組の状況	5
■ 第3章 法施行後10年間（平成17年度～平成26年度）の施行状況の傾向	16
資料編	18
参照条文等	46

個人情報保護に関する法律の施行状況について

第1章 国の個人情報保護に関する施行状況

1. 事業等分野ごとのガイドラインの見直しの状況（法第8条）

平成27年3月31日現在、事業等を所管する各府省により、**27分野**について**38本のガイドライン**が策定されており、平成25年度末時点に比べて、複数のガイドラインの統合等により2本減少した。このうち、平成26年度中に**策定・見直しが行われたものが8本**あった。

また、個人情報保護を政府として総合的かつ一体的に推進する観点から、消費者庁は「標準的なガイドライン」を策定しガイドラインの共通化を図っているところ、平成26年7月に発覚した大手通信教育事業者からの大規模個人情報漏えい事案を受け、委託先の監督、安全管理措置、個人情報の適正な取得等を徹底するため、同年11月、同ガイドラインの一部改正を行った。

表1 平成26年度中に策定・見直しを行ったガイドライン

	対象事業等分野	所管府省	ガイドラインの名称	策定・見直し年月日
策定	医療（研究）	文部科学省 厚生労働省	人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（告示）	平成26年12月22日 ※「疫学研究に関する倫理指針」と「臨床研究に関する倫理指針」を統合。
見直し	医療（研究）	文部科学省 厚生労働省 経済産業省	ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（告示）	平成26年11月25日
	医療（研究）	文部科学省 厚生労働省	遺伝子治療臨床研究に関する指針（告示）	平成26年11月25日
	経済産業	経済産業省	個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン（告示）	平成26年12月12日
	警察	国家公安委員会	国家公安委員会が所管する事業分野における個人情報保護に関する指針（告示）	平成27年3月30日
	法務	法務省	法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（告示）	平成27年3月24日
	財務	財務省	財務省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン（告示）	平成27年3月27日
	国土交通	国土交通省	国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン（告示）	平成27年3月31日

2. 個人情報取扱事業者に対する主務大臣による権限行使の状況（法第32条～第34条）

平成26年度は、各事業等分野を所管する主務大臣において、法の規定に基づく勧告を1件、報告の徴収を3件実施すること等により、事業者等に対する指導・監督を行った（平成25年度は、報告の徴収2件）。

なお、平成26年9月、法第36条第1項ただし書の規定に基づき、平成26年7月に発覚した大手通信教育事業者からの大規模個人情報漏えい事案において、同社から漏えいした個人情報を取得し、第三者に提供することについて、経済産業省を主務大臣に指定した。

表2 個人情報取扱事業者に対する主務大臣による権限行使の状況

主務大臣	行使した権限	根拠規定（注）
経済産業大臣	勧告 1件	第20条（安全管理措置） 4件
	報告の徴収 3件	第22条（委託先の監督） 2件
合計	勧告 計1件	第20条（安全管理措置） 4件
	報告の徴収 計3件	第22条（委託先の監督） 2件

（注）複数の根拠規定に基づいて1件の権限行使を実施している場合がある。

3. 認定個人情報保護団体の認定の状況（法第37条）

平成27年3月31日現在、法第37条の規定に基づき、主務大臣が認定した団体は、計42団体であり、平成25年度末時点に比べて3団体増加した。

表3 各府省の認定個人情報保護団体の認定状況

所管府省	認定団体数
国家公安委員会	2団体
金融庁	10団体
総務省	3団体
厚生労働省	10団体
経済産業省	19団体
国土交通省	3団体
合計（注）	42団体

（注）共管による重複分を除いた数値。

4. いわゆる「過剰反応」に対する取組状況

法の定め以上に個人情報の提供を控えたりするなど、いわゆる「過剰反応」に対して、平成 26 年度に各府省庁が行った取組のうち、主なものは以下のとおりである。

○ 国家公安委員会

- ・ 非行に係る児童生徒の個人情報等のやり取りを円滑に進める観点から、学警連携協定等、学校と警察を始めとする関係機関との連携の促進等を行うよう、都道府県の警察に対して「川崎市における事件の検証を踏まえた当面の対応方策」（平成 27 年 3 月 31 日警察庁生活安全局少年課長通知）を発出した。

○ 文部科学省

- ・ 児童生徒の非行防止、被害防止等の取組を進める観点から、4 月の新学期に向けて進める緊急点検（学校と警察の間で子供を守るための情報共有ができる体制となっているか等）の実施及び平成 27 年度に特に力を入れて取り組む施策（学校と警察を始めとする関係機関との児童生徒の氏名等も含めた情報交換などの連携の促進等）について、教育委員会等から所管の学校等に対して周知を図り、適切な対応がなされるよう指導を依頼する「連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について」（平成 27 年 3 月 31 日文部科学省初等中等教育局長通知）を発出した。

○ 消費者庁

- ・ 個人情報保護法に関する説明会を、平成 26 年 10 月から平成 27 年 2 月にかけて、全国 13 会場で開催し、約 3,200 人の参加があった（開催都道府県等及び独立行政法人国民生活センターと共催）。
一部会場では、地方公共団体等が、いわゆる「地域見守り協定」を締結するなどして、個人情報の適切な共有に取り組んでいる例についての報告も行った。

○ 経済産業省

- ・ 経済産業分野における個人情報保護ガイドライン説明会を、平成 26 年 12 月から平成 27 年 2 月にかけて、東京、札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、高松、福岡及び富山で開催し、約 2,250 人の参加があった。

5. 大規模個人情報漏えい事案を受けた対応

平成 26 年 7 月に発覚した大手通信教育事業者からの大規模個人情報漏えい事案を受け、各府省より所管の業界団体等に対して、個人情報保護法等の遵守に関する周知徹底に係る要請文書を合計 3,263 件発出した。

表 4 要請文書の発出状況

所管府省	発出件数
国家公安委員会	48
金融庁	45
消費者庁	11
総務省	13
法務省	107
財務省	96
文部科学省	906
厚生労働省	188
農林水産省	623
経済産業省	584
国土交通省	635
環境省	7
合計	3,263

第2章 事業者等の個人情報の保護に関する取組の状況

1. 個人情報に関する苦情処理の状況（法第9条、第13条）

（1）全体的な状況

平成26年度において、地方公共団体及び独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）に寄せられた、個人情報に関する苦情相談は、**合計6,769件**である（平成25年度は合計5,777件）。そのうち、**消費生活センター**が受け付けたものが**約97%**を占めている。

表5 受付機関別の苦情相談数

受付機関		平成26年度		（参考）平成25年度	
		件数	（割合）	件数	（割合）
地方公共 団体	消費生活センター	6,578	（97.2%）	5,533	（95.8%）
	その他	74	（1.1%）	114	（2.0%）
国民生活センター		117	（1.7%）	130	（2.3%）
合計		6,769	（100.0%）	5,777	（100.0%）

（注）1. 表中の「消費生活センター」は、PIO-NET（国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報の収集を行っているシステム）端末の設置されている消費生活センターで受け付けた分を集計。

2. 表中の「その他」とは、個人情報保護条例所管部局等で受け付けた分を集計。

3. 平成26年度分について、「消費生活センター」受付分及び「国民生活センター」受付分は、平成27年5月31日までに受付機関決裁済となったもの。「その他」受付分は、同年5月31日までに国民生活センターが受付機関から受領した分。

平成25年度分について、「消費生活センター」受付分及び「国民生活センター」受付分は、平成26年5月31日までに受付機関決裁済となったもの。「その他」受付分は、同年5月31日までに国民生活センターが受付機関から受領した分。

(2) 事業等分野の状況

苦情相談の対象となった事業等分野は、**特に適正な取扱いを確保すべき個別分野である医療、金融・信用及び情報通信**が全体の**約27%**を占めている。また、**その他の事業分野**に関する苦情相談は、**約47%**を占めている。

表6 事業等分野別の苦情相談数

事業等分野	平成26年度		(参考) 平成25年度	
	件数	(割合)	件数	(割合)
医療	85	(1.3%)	122	(2.1%)
金融・信用	257	(3.8%)	293	(5.1%)
情報通信	1,481	(21.9%)	1,420	(24.6%)
上記3分野の合計(重複分を除く。)	1,821	(26.9%)	1,823	(31.6%)
その他の事業分野	3,208	(47.4%)	2,496	(43.2%)
不明	1,771	(26.2%)	1,499	(25.9%)
合計(重複分を除く。)	6,769	(100.0%)	5,777	(100.0%)

(注) 表中の「医療」は福祉分野を含む。

(3) 苦情相談内容の状況

苦情相談内容は、**不適正な取得**に関するものが全体の**約45%**で最も多く、次いで、**漏えい・紛失**に関するものが**約27%**、**同意のない提供**に関するものが**約17%**、**目的外利用**に関するものが**約11%**となっている。

表7 苦情相談内容の内訳

苦情相談内容	平成26年度		(参考) 平成25年度	
	件数	(割合)	件数	(割合)
不適正な取得	3,016	(44.6%)	2,694	(46.6%)
漏えい・紛失	1,821	(26.9%)	1,078	(18.7%)
同意のない提供	1,130	(16.7%)	1,015	(17.6%)
目的外利用	731	(10.8%)	670	(11.6%)
開示等	185	(2.7%)	190	(3.3%)
苦情等の窓口対応	221	(3.3%)	145	(2.5%)
情報内容の誤り	89	(1.3%)	57	(1.0%)
オプトアウト違反	53	(0.8%)	38	(0.7%)
委託先等の監督	39	(0.6%)	33	(0.6%)
その他	1,093	(16.1%)	1,071	(18.5%)
合計(重複分を除く。)	6,769	(100.0%)	5,777	(100.0%)

(4) 苦情処理結果の状況

苦情処理結果は、助言（自主交渉）を行ったものが全体の約 81%を占めており、続いて、その他の情報提供を行ったものが約 14%となっている。

表8 苦情処理結果の状況

苦情処理結果の種類	平成 26 年度		(参考) 平成 25 年度	
	件数	(割合)	件数	(割合)
助言（自主交渉）	5,456	(80.6%)	4,562	(79.0%)
その他情報提供	913	(13.5%)	908	(15.7%)
あっせん解決	138	(2.0%)	118	(2.0%)
他機関紹介	118	(1.7%)	100	(1.7%)
処理不要	101	(1.5%)	64	(1.1%)
処理不能	36	(0.5%)	18	(0.3%)
あっせん不調	7	(0.1%)	7	(0.1%)
合計	6,769	(100.0%)	5,777	(100.0%)

- (注) 1. 表中の「助言（自主交渉）」は、受付機関があっせんの労をとらなくても相談者が事業者自主交渉することで解決する可能性があり、かつ、自主解決の努力がなされていない相談に対し、自主解決の方法を助言したものを指す。
2. 表中の「その他の情報提供」は、あっせん以外の処理で、「助言（自主交渉）」に該当しないものを指す。

2. 事業者からの個人情報漏えい事案の状況

(1) 全体的な状況

「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定。平成20年4月25日及び平成21年9月1日一部変更。）において、事業者は、個人情報漏えい事案が発生した場合、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を公表することが重要とされている。

これを踏まえ、平成26年度において、事業者が公表した個人情報の漏えい事案^(注)は、**合計338件**である。

【参考】	平成17年度：1,556件	平成18年度：893件
	平成19年度：848件	平成20年度：538件
	平成21年度：490件	平成22年度：413件
	平成23年度：420件	平成24年度：319件
	平成25年度：366件	

(注)「漏えい」のほか、「滅失」及び「き損」の事案を含む。また、各主務大臣において把握し、消費者庁に報告された事案に限る。

(2) 漏えいの規模と情報の種類

① 上記事案において個人情報漏えいしたとされる人数(以下「漏えいした人数」という。)別にみると、**500人以下**の事案が全体の**約68%**を占めているなど、比較的小規模な事案が多い。

表9 漏えいした人数

漏えいした人数	平成26年度		(参考)平成25年度	
	件数	(割合)	件数	(割合)
500人以下	231	(68.3%)	243	(66.4%)
501～5,000人	61	(18.0%)	66	(18.0%)
5,001～50,000人	32	(9.5%)	37	(10.1%)
50,001人以上	11	(3.3%)	18	(4.9%)
不明	3	(0.9%)	2	(0.5%)
合計	338	(100.0%)	366	(100.0%)

(注) ()内は、漏えい事案全体(平成26年度：338件、平成25年度：366件)に対する割合。

② 漏えいした個人情報の種類について、顧客情報、従業員情報及びその他の情報に分類すると、ほとんどの事案について、顧客情報が含まれていることが分かる。

漏えいした個人情報の内容について、氏名、生年月日、性別及び住所（以下これらを「基本情報」という。）とそれ以外の情報（以下「付加的情報」という。）に分けてみると、基本情報のみが漏えいした件数は、全体の約 20%であり、多くの事案において、電話番号、口座番号、メールアドレス、クレジットカード番号等の付加的情報も含めて漏えいしている。

表 10 漏えいした情報の種類

漏えいした情報の種類	平成 26 年度				(参考) 平成 25 年度			
	件数 (割合)		うち基本情報のみ (割合)		件数 (割合)		うち基本情報のみ (割合)	
顧客情報	326	(96.4%)	63	(18.6%)	363	(99.2%)	88	(24.0%)
従業員情報	12	(3.6%)	1	(0.3%)	2	(0.5%)	0	(0%)
その他の情報	11	(3.3%)	3	(0.9%)	10	(2.7%)	0	(0%)
合計 (重複分を除く。)	338	(100.0%)	67	(19.8%)	366	(100.0%)	87	(23.8%)

(注) 1. () 内は、漏えい事案全体（平成 26 年度：338 件、平成 25 年度：366 件）に対する割合。

2. 表中の「うち基本情報のみ」は、基本情報のみ漏えいした事案の件数。

(3) 漏えいした情報の形態と暗号化等の情報保護措置

- ① 漏えいした情報の形態についてみると、電子媒体のみが約 57%、紙媒体のみが約 41%である。
- ② 漏えいした情報に対する暗号化等の情報保護措置の有無についてみると、特段措置を講じていなかった件数が、全体の約 59%を占めている。これに対し、漏えいした情報の一部について講じていたものも含め、何らかの措置を講じていた件数は、全体の約 37%にとどまる。

表 11 - 1 漏えいした情報の形態と暗号化等の情報保護措置

漏えいした 情報の 形態 暗号化 等の情報 保護措置	電子媒体のみ		紙媒体のみ		電子媒体と 紙媒体		不明		合計
	件数	(割合)	件数	(割合)	件数	(割合)	件数	(割合)	
全部措置有	106	(31.4%)	7	(2.1%)	0	(0.0%)	4	(1.2%)	
一部措置有	9	(2.7%)	1	(0.3%)	2	(0.6%)			
措置無	70	(20.7%)	128	(37.9%)	1	(0.3%)			
措置不明	6	(1.8%)	4	(1.2%)	0	(0.0%)			
合計	191	(56.5%)	140	(41.4%)	3	(0.9%)	4	(1.2%)	338

- (注) 1. () 内は、漏えい事案全体 (338 件) に対する割合。
 2. 暗号化等の情報保護措置とは、情報の暗号化、紛失したパソコンへのパスワードによるアクセス制限等、情報保護のために講じられた措置をいう。
 3. 「紙媒体のみ」には、口頭による漏えいを含む(「措置不明」に分類。)

- ③ 漏えいした情報の形態別にみると、電子媒体のみでの漏えいにおいては、情報保護措置が講じられていた件数（漏えいした情報の一部について講じていたものを含む。）は約 60%であり、情報保護措置が講じられていなかった件数を上回っている。一方、紙媒体のみでの漏えいについては、約 91%の事案において情報保護措置が講じられていなかった。

表 11 - 2 漏えいした情報の形態別の情報保護措置の割合

漏えいした情報の 形態 暗号化等 の情報保護措置	電子媒体のみ		紙媒体のみ	
	件数	(割合)	件数	(割合)
全部措置有	106	(55.5%)	7	(5.0%)
一部措置有	9	(4.7%)	1	(0.7%)
措置無	70	(36.6%)	128	(91.4%)
措置不明	6	(3.1%)	4	(2.9%)
合計	191	(100.0%)	140	(100.0%)

【参考：平成 25 年度】

表 11 - 3 漏えいした情報の形態と暗号化等の情報保護措置

漏えいした情報の形態 暗号化等の情報保護措置	電子媒体のみ		紙媒体のみ		電子媒体と紙媒体		不明		合計
	件数	(割合)	件数	(割合)	件数	(割合)	件数	(割合)	
全部措置有	49	(13.4%)	3	(0.8%)	0	(0.0%)	2	(0.5%)	
一部措置有	16	(4.4%)	5	(1.4%)	3	(0.8%)			
措置無	87	(23.5%)	180	(49.2%)	1	(0.3%)			
措置不明	16	(4.6%)	3	(0.8%)	1	(0.3%)			
合計	168	(45.9%)	191	(52.2%)	5	(1.4%)	2	(0.5%)	366

(注) 1. () 内は、漏えい事案全体 (366 件) に対する割合。
2. 「紙媒体のみ」には、口頭による漏えいを含む(「措置不明」に分類。)

表 11 - 4 漏えいした情報の形態別の保護措置の割合

漏えいした情報の形態 暗号化等の情報保護措置	電子媒体のみ		紙媒体のみ	
	件数	(割合)	件数	(割合)
全部措置有	49	(29.2%)	3	(1.6%)
一部措置有	16	(9.5%)	5	(2.6%)
措置無	87	(51.2%)	180	(94.2%)
措置不明	16	(10.1%)	3	(1.6%)
合計	168	(100.0%)	191	(100.0%)

(4) 漏えい元と漏えいした者

- ① 漏えい元については、「事業者」から直接漏えいした事案が全体の約62%、「委託先」から漏えいした事案が全体の約36%となっている。
- ② 「事業者」及び「委託先」の中で、実際に漏えいに関わった者（以下「漏えいした者」という。）についてみると、「従業者」が全体の約67%を占める。
- ③ 漏えいした原因をみると、「従業者が漏えいに関わった事案」については「意図的」なものが6件、「不注意」によるものが211件であり、ほとんどが「不注意」によるものである。
- 一方、「第三者が漏えいに関わった事案」については、「意図的」なものが85件、「不注意」によるものが3件であり、その多くが「意図的」なものである。

表12 漏えい元・漏えいした者

漏えい した者 漏えい 元	従業者				第三者				その他	不明	合計
	意図的	不注意	不明	計	意図的	不注意	不明	計			
事業者	2 (0.6%)	148 (43.8%)	11 (3.3%)	161 (47.6%)	36 (10.7%)	2 (0.6%)	1 (0.3%)	39 (11.5%)	7 (2.1%)	2 (0.6%)	209 (61.8%)
委託先	4 (1.2%)	63 (18.6%)	0 (0.0%)	67 (19.8%)	49 (14.5%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	51 (15.1%)	1 (0.3%)	2 (0.6%)	121 (35.8%)
不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10 (3.0%)	10 (3.0%)
合計	6 (1.8%)	211 (62.4%)	11 (3.3%)	228 (67.5%)	85 (25.1%)	3 (0.9%)	2 (0.6%)	90 (26.6%)	8 (2.4%)	14 (4.1%)	338 (100.0%)

(注) () 内は、漏えい事案全体 (338 件) に対する割合。

【参考：平成25年度】

漏えい した者 漏えい 元	従業者				第三者				その他	不明	合計
	意図的	不注意	不明	計	意図的	不注意	不明	計			
事業者	1 (0.3%)	191 (52.2%)	5 (1.4%)	197 (53.8%)	53 (14.5%)	4 (1.1%)	0 (0.0%)	57 (15.6%)	2 (0.5%)	6 (1.6%)	262 (71.6%)
委託先	2 (0.5%)	52 (14.2%)	1 (0.3%)	55 (15.0%)	24 (6.6%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	26 (7.1%)	6 (1.6%)	1 (0.3%)	88 (24.0%)
不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16 (4.4%)	16 (4.4%)
合計	3 (0.8%)	243 (66.4%)	6 (1.6%)	252 (68.9%)	77 (21.0%)	5 (1.4%)	1 (0.3%)	83 (22.7%)	8 (2.2%)	23 (6.3%)	366 (100.0%)

(注) () 内は、漏えい事案全体 (366 件) に対する割合。

(5) 漏えい後の改善措置状況

- ① 漏えい後の改善措置についてみると、**全て**の事案において、事業者によって何らかの改善措置が講じられるとともに、全体の約96%において**安全管理対策**が講じられている。
- ② 安全管理対策の内訳をみると、全体の**約79%**の事業者が教育・研修の実施などの**組織的対策**を講じている。

表 13 - 1 漏えい後の改善措置状況

	合計	事業者による改善措置					改善措置 実施せず	不明
		安全管理対策		その他の 対応				
		組織的	技術的					
平成 26年度	338 (100.0%)	338 (100.0%)	325 (96.2%)	266 (78.7%)	167 (49.4%)	327 (96.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
(参考) 平成 25年度	366 (100.0%)	364 (99.5%)	336 (91.8%)	290 (79.2%)	112 (30.6%)	353 (96.4%)	0 (0.0%)	2 (0.5%)

(注) 1. 表中の「組織的」安全管理対策とは、安全管理責任者の設置、社内規程の整備、教育・研修の実施、監査の実施等を指す。

「技術的」安全管理対策とは、ファイアウォールの構築、情報漏えい防止ソフトウェアの導入、個人データへのアクセス状況の監視等を指す。

「その他の対応」の具体的内容は、表 13 - 2 参照。

2. 「安全管理対策」と「その他の対応」は複数回答。

3. () 内は、漏えい事案全体（平成 26 年度：338 件、平成 25 年度：366 件）に対する割合。

- ③ 安全管理対策以外の改善措置の内訳をみると、全体の**約92%**の事業者が**本人への謝罪・連絡**を行っており、次いで、**約38%**の事業者が**警察への届出**、**約34%**の事業者が**専用窓口の設置**を行っている。

表 13 - 2 安全管理対策以外の改善措置の内訳

	合計 (重複を除く。)	本人への謝 罪・連絡	専用窓口の 設置	商品券等 の配布	警察への 届出	その他
平成 26 年度	327 (96.7%)	311 (92.0%)	114 (33.7%)	22 (6.5%)	127 (37.6%)	33 (9.8%)
(参考) 平成 25 年度	353 (96.4%)	325 (88.8%)	62 (16.9%)	7 (1.9%)	84 (23.0%)	56 (15.3%)

(注) () 内は、漏えい事案全体（平成 26 年度：338 件、平成 25 年度：366 件）に対する割合。

(6) 認定個人情報保護団体への報告

事業者が認定個人情報保護団体に所属していた事案は**132件**であり、全体(338件)の**約39%**である(平成25年度は366件中126件)。また、このうち、所属する認定個人情報保護団体へ報告された事案は**98件**であり(平成25年度は82件)、**約74%**の事案において認定個人情報保護団体へ報告がなされている。

3. 認定個人情報保護団体の取組状況（法第42条、第43条）

認定個人情報保護団体が、法第42条及び第43条の規定に基づいて行った取組（苦情の処理、対象事業者に対する説明要求・資料要求並びに自ら作成・公表した個人情報保護指針を遵守させるための指導、勧告及びその他の措置）の状況は、以下のとおりである。

表14 認定個人情報保護団体の取組状況

所管府省	苦情 処理	説明 要求	資料 要求	指導	勧告	その他 の措置
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0
金融庁	191	54	0	82	0	204
総務省	219	31	36	36	0	0
厚生労働省	6	7	0	18	0	46
経済産業省	262	45	36	53	0	46
国土交通省	4	0	0	0	0	0
合計（共管団体の重複分を除く。）	476	108	36	153	0	285

【参考：平成25年度】

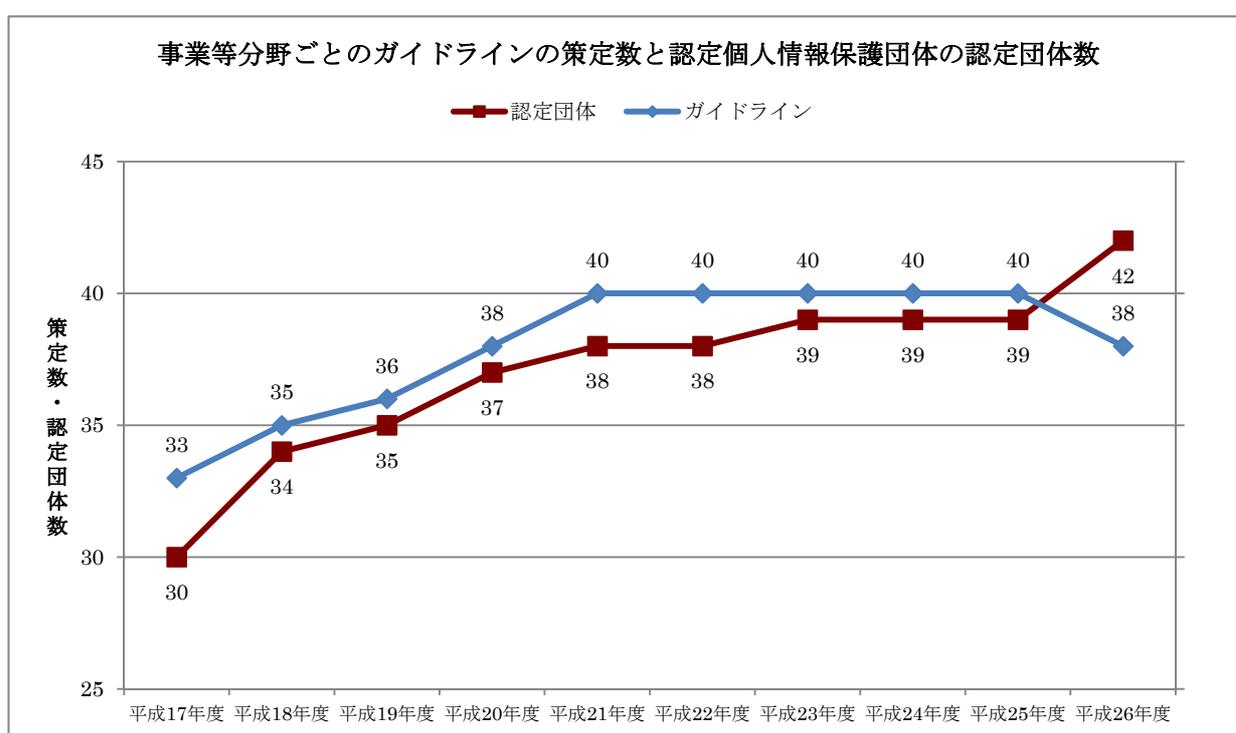
所管府省	苦情 処理	説明 要求	資料 要求	指導	勧告	その他 の措置
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0
金融庁	162	47	0	89	0	177
総務省	262	47	34	34	0	0
厚生労働省	3	3	0	13	0	13
経済産業省	329	52	34	38	0	5
国土交通省	10	0	0	0	0	0
合計（共管団体の重複分を除く。）	505	108	34	140	0	190

第3章 法施行後10年間（平成17年度～平成26年度）の施行状況の傾向

1. 事業等分野ごとのガイドラインの策定・認定個人情報保護団体の認定団体数の傾向

事業等分野ごとのガイドラインの策定数は、平成17年度末時点から平成21年度末時点まで一貫して増加した。その後増減することなく推移していたが、平成26年度末時点では、複数のガイドラインの統合等により、平成25年度末時点に比べ2本減少した（平成17年度末時点：21分野について33本、平成26年度末時点：27分野について38本）。

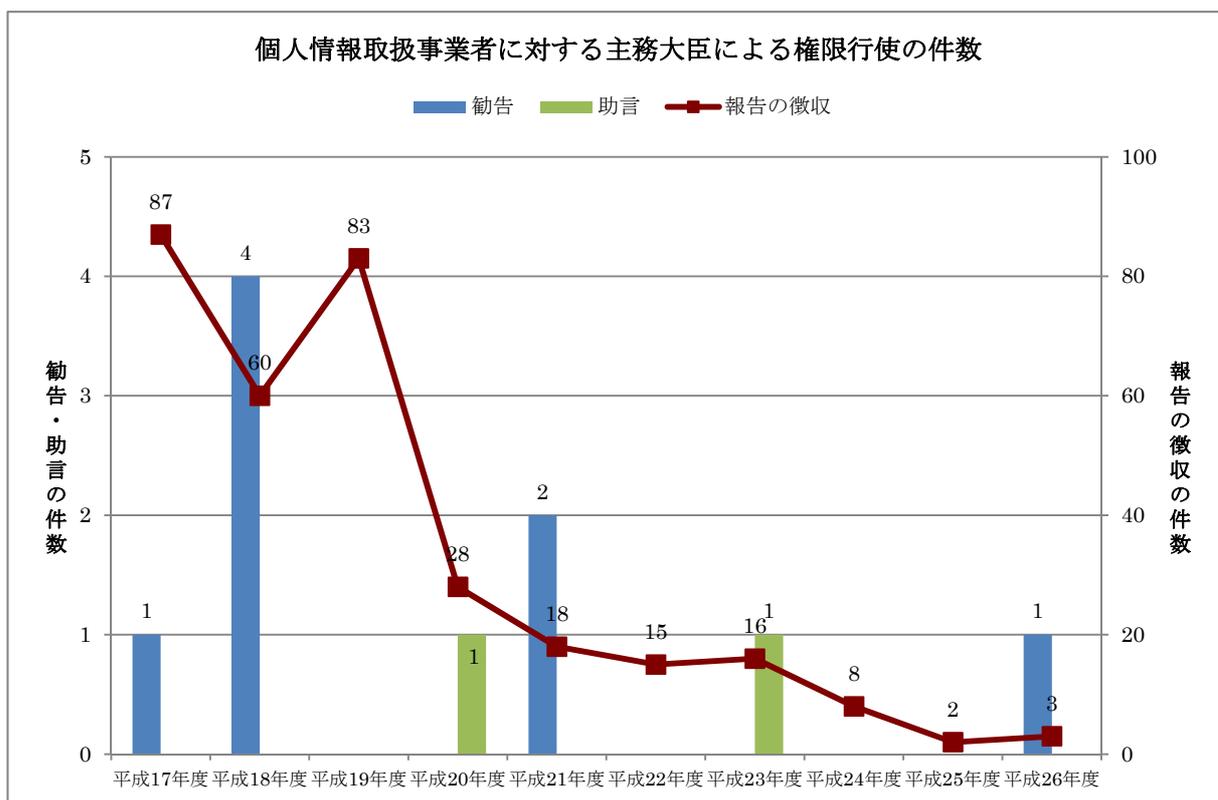
また、認定個人情報保護団体の認定団体数について、平成17年度末時点と平成26年度末時点と比較すると、12団体増加した（平成17年度末時点：30団体、平成26年度末時点：42団体）。



（注）「策定数」及び「認定団体数」は、いずれも各年度末時点における数。

2. 個人情報取扱事業者に対する主務大臣による権限行使の傾向

個人情報取扱事業者に対する主務大臣による権限行使について、平成17年度から平成26年度までの10年間で、8件の勧告、320件の報告の徴収及び2件の助言が行われた。報告の徴収を行った件数について各年度を比較すると、増減が若干あるものの、全体としては、法施行以降、おおむね減少傾向にある。



3. 個人情報に関する苦情相談件数・個人情報の漏えい事案件数の傾向

地方公共団体及び国民生活センターに寄せられた、個人情報に関する苦情相談件数について、平成17年度は **14,028件** であり、平成23年度までは減少傾向にあった。近年は若干の増加傾向にあり、平成26年度は **6,769件** となっている。

事業者が公表した個人情報の漏えい事案件数について、平成17年度は **1,556件** であったが、平成26年度は **338件** であり、全体としては減少傾向であるものの、近年横ばいとなっている。

